

## 岐阜市建設工事監督要領

決裁 昭和58年7月12日  
改正 昭和61年4月30日  
改正 平成3年2月16日  
改正 平成11年3月25日  
改正 平成14年4月1日  
改正 平成15年3月31日  
改正 平成16年4月1日  
改正 平成19年4月1日  
改正 平成20年4月1日  
改正 平成23年4月1日  
改正 平成24年4月1日  
改正 平成26年3月24日  
改正 平成31年4月18日  
改正 令和2年12月22日  
改正 令和6年3月29日  
改正 令和7年3月31日  
改正 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号。以下「契約規則」という。）の関係規定に基づき、市が行う請負契約による建設工事の監督の厳正かつ的確な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 契約の適正な履行を確保するため、工事過程において必要な限度で、工事現場における立会い、工程の管理、工事又は工事材料の検査等を行ったところにより受注者に指示することをいう。
- (2) 監督権者 工事を主管する部の長をいう。
- (3) 監督職員 監督権者から工事の監督の執行を命ぜられた者をいう。
- (4) 検査職員 工事検査室長、主任検査監、検査監及び工事検査室長の指名を受けて工事の検査を執行する者をいう。
- (5) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (6) 受注者 建設工事の請負契約を締結した契約の相手方をいう。
- (7) 設計図書 工事請負契約書（以下「契約書」という。）に定める設計図書をいう。
- (8) 契約図書 契約書及び設計図書をいう。
- (9) 指示 監督職員が受注者に対して、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (10) 承諾 契約図書で示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (11) 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (12) 提出 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13) 提示 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面その他の資料を示し、説明することをいう。
- (14) 報告 受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

- (15) 通知 監督職員が受注者又は現場代理人（以下、「現場代理人等」という。）に対し、又は現場代理人等が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。
- (16) 書面 手続、印刷等の伝達物（岐阜市情報共有システム運用試行要領により作成された指示、承諾、協議、提出又は報告書等を含む。）をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む。）したものを有効なものとする。緊急を要する場合は、電子メール又はファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (17) 確認 契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (18) 立会い 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容を確認することをいう。
- (19) 受理 契約図書に基づき、受注者及び監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- (20) 把握 監督職員が臨場し、又は受注者が提出し、若しくは提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、契約図書との適合を自ら確認しておくことをいう。
- (21) 調整 監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

（監督の体制）

第3条 監督権者は、建設工事の請負契約を締結した後に監督職員を任命して、必要な監督を行わせるものとする。

2 監督権者は、複数の監督職員を置く場合には、原則として監督業務を分類し、それぞれの業務を担当させるものとする。

（監督職員の業務）

第4条 監督職員は、現場状況を把握し、法令、規則、契約図書に基づき、次の各号に掲げる業務を監督権者の指揮監督に従って行うものとする。

- (1) 契約履行に係る現場代理人等に対する必要な指示、承諾又は協議の処理。
- (2) 設計図書に基づく工事を施工するための詳細図書の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾。
- (3) 設計図書に基づく工程の管理及び工事の施工状況の把握。
- (4) 設計図書において、指定された工事材料の検査及びこれらの検査の立会い。
- (5) 設計図書において、指定された工事材料の調合の立会い及び見本検査。
- (6) 設計図書において、指定された工事の立会い。
- (7) 支給材料又は貸与品の引き渡しを受注者の立会いのうえ検査して行うこと。
- (8) 工事の施工が設計図書に適合しない場合に、現場代理人等に対し、修補改造を指示し、完全な工事を実施させること。
- (9) 次の事項について、受注者から通知を受けた場合にその事実を確認し、又は自ら発見した場合に直ちに調査を行い、監督権者の指示を受けてその結果を受注者に通知し、必要があると認めるときは、とるべき措置を指示すること。
  - ア 設計図書と工事現場の状況が一致しないこと。
  - イ 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が相互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
- (10) 設計図書において、見本、工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合及び工事の施工時の記録の整備を求めること。
- (11) 現場代理人、主任技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請人、労働者等が工事の施工又は管理を行うにつき著しく不相当であると認められ場合に受注者に対し、その理由を明示した書面をもって必要な措置をとることを求めること。
- (12) 災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められる場合に、受注者に対して、緊急の措置を求めること。

(監督業務の分類及び内容)

第5条 監督業務を総括業務及び一般業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総括業務 前条の監督業務に関する総括及び一般業務を担当する監督職員の指揮監督。
- (2) 一般業務 総括業務以外の業務。

2 監督職員は、監督の実施(別記)に定める業務内容を留意のうえ監督を実施するものとする。  
(監督職員の指定)

第6条 監督権者は、工事の請負契約ごとに次の基準により監督職員を指定するものとする。

- (1) 総括監督職員(総括業務担当者) 当該工事を担当する系の副主査以上の職にある者。
- (2) 一般監督職員(一般業務担当者) 当該工事を担当する系の技師以上の職にある者。

2 監督権者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず職員のうちから、監督適任者と認める者を指定することができる。

(監督職員の通知)

第7条 監督権者は、監督職員を指定したときは、その職員の氏名を速やかに、監督職員通知書(監要様式第1-1号)及び監督職員変更通知書(監要様式第1-2号)により受注者に通知するものとする。

(監督業務の執行)

第8条 監督職員は、監督業務の執行にあたっての指示、承諾、協議、提出及び報告を、指示・承諾・協議・提出・報告書(監要様式第2号)により行うものとする。

(書類の管理)

第9条 監督職員は、受注者から提出された書類、指示書及び図面並びに検査、試験等の結果についてその処理経過を明らかにするものとする。

(監督結果の評定)

第10条 監督職員は、工事が完成(一部完成を含む。)したとき又は工事の打切り等により契約を解除したときは、岐阜市建設工事成績評定要領の規定に基づき、工事成績を評定するものとする。

(検査の準備)

第11条 監督職員は、検査に際し岐阜市建設工事検査要領(昭和58年7月12日決裁)第13条の規定に基づき、検査職員が行う検査に必要な関係書類、用具、人員その他必要なものを受注者に指示し、又は自ら準備するものとする。

(検査の立会い)

第12条 監督職員は、検査職員が行う検査に立会い、必要な資料を提出し、監督の執行状況を説明し、検査に協力するものとする。

(不合格の処理)

第13条 監督権者は、検査に不合格のときは、修補改造命令書(監要様式第3号)により受注者に修補改造の履行を求めるものとする。

(監督の委任)

第14条 監督権者は、必要があるときは、工事を主管する部以外の部長の同意を得て当該部の職員に監督を委任することができる。

(監督の委託)

第15条 監督の実施に当たり、特に専門的な知識又は技能を必要とする場合その他必要と認められるときは、監督を市職員以外の者に委託することができる。

(適用除外)

第16条 当初請負金額が100万円以下の工事、及び岐阜市工事請負契約等事務処理要綱(昭和48年6月1日決裁)第5条第1項第2号に基づき契約する設計金額200万円以下の軽易な工事は、この要領によらないことができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和58年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年4月30日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成3年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

(受注者)

監督権者 岐阜市 部長

## 監督職員通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記の工事について、  
工事請負契約約款第9条第1項の規定に基づき下記のとおり監督職員を通知します。

### 記

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 契約番号   | 第 号      |
| 2 工事名    |          |
| 3 工事場所   | 岐阜市      |
| 4 総括監督職員 | 職位<br>氏名 |
| 5 一般監督職員 | 職位<br>氏名 |

年 月 日

(受注者)

監督権者 岐阜市 部長

## 監督職員変更通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記の工事について、  
工事請負契約約款第9条第1項の規定に基づき下記のとおり監督職員を通知します。

### 記

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 契約番号   | 第 号      |
| 2 工事名    |          |
| 3 工事場所   | 岐阜市      |
| 4 総括監督職員 | 職位<br>氏名 |
| 5 一般監督職員 | 職位<br>氏名 |

## 指示・承諾・協議・提出・報告書

			一般監督職員

現場代理人

	様	発議 年月 日	年 月 日	発議 者	岐阜市 受注者
契 約 番 号	第 号	工 事 名		受 注 者	
工 事 場 所	岐阜市				
工 期	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
指示・承諾・協議・提出・報告事項					
処 理 ・ 回 答					
<p>上記事項については、了解・承諾・後日指示・受理する。協議のとおり施工すること。</p>          <p>※協議事項に対して検討時間のかかる場合は、「後日指示」するものとする。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>					

備考

- 1 2部作成し、捺印後発注者と受注者が各1部保管するものとする。ただし、岐阜市情報共有システム試行運用要領による情報共有システムで作成された指示、承諾、協議、提出又は報告書は除く。
- 2 不要な文字は＝で消すこと。
- 3 発注者の決裁区分は必要に応じて定めるものとする。

指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 ・ 提 出 ・ 報 告 書

					一般監督職員

現場代理人

		発議 年月日	令和 年 月 日	発議者	
契約番号	第 号	工事名		受注者	
工事場所					
工 期	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
監理事務所名					
建 築	立会人				
電 気	立会人				
機 械	立会人				
指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 ・ 提 出 ・ 報 告 事 項					
処 理 ・ 回 答					
上記については、了解・承諾・後日指示・受理する。協議のとおり施工する。					
※協議事項に対して検討時間のかかる場合は、「後日指示」するものとする。					
令和 年 月 日					

備考

- 2部作成し、捺印後発注者と受注者が各1部保管するものとする。ただし、岐阜市情報共有システム試行運用要領による情報共有システムで作成された指示、承諾、協議、提出又は報告書は除く。
- 不要な文字は=で消すこと。
- 発注者の決裁区分は必要に応じて定めるものとする。

